

人間の健康及び安全の保全に関する事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
第2条9.1に基づくものです。 〕

牛、めん羊及び山羊由来の原料を使用した肥料の表示に関する告示の改正について

下記のとおり普通肥料の公定規格等を改正するので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

記

1 件名

牛、めん羊及び山羊由来の原料を使用した肥料の表示に関する告示の改正について

2 対象品目

肥料 （関税番号） 3 1 0 1

3 趣旨及び目的

BSEの発生を防ぐための対策を引き続き講じるため、農林水産省告示の一部改正を行う。
（平成26年9月1日農林水産省告示第1145号「肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件」）

〔改正点〕

牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用する肥料について、肥料生産業者同士で、管理措置を行わずに流通させる場合、届出で生産する配合肥料への使用や農家への販売が禁止されている肥料であることを示す表示を行うこととする。

4 適用予定日

官報に公示する。

5 意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-8111 内線4505

FAX 03-3580-8592

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された日から60日間